

- ・ピンクに色付けしている部分を記載すると避難確保計画が作成できます。
- ・この様式（ひな形）は深谷市ホームページからダウンロードできます。

避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 】

【所在地： 】

年 月 作成

施設の最大浸水深等

浸水深等		(垂直避難の目安)
<input type="checkbox"/> 0.5m未満	→	1階へ避難可能
<input type="checkbox"/> 0.5m～3m未満	→	2階以上へ避難可能
<input type="checkbox"/> 3m～5m未満	→	3階以上へ避難可能
<input type="checkbox"/> 5m以上	→	安全な場所へ避難
<input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域	→	安全な場所へ避難

様式編 目次

：深谷市へ提出する書類

□ 自衛水防組織を設置する場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	8
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	15
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	16
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	16

□ 自衛水防組織を設置しない場合			
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15	防災体制一覧表	様式12	14

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 〇名	約 〇名	約 〇名	約 〇名
夜間	約 〇名	約 〇名	約 〇名	約 〇名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※利用者は学校の場合は幼児・児童・生徒、医療施設の場合は患者数を記載

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

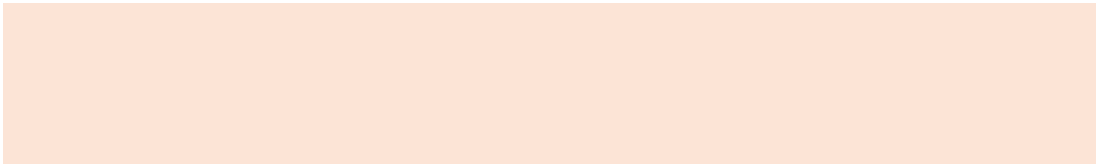
● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または 〇時の時点で、全県下又は「 〇深谷市 〇」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報または暴風特別警報
 氾濫警報、氾濫危険警報または氾濫特別警報
 大雨警報、大雨危険警報または大雨特別警報

4 防災体制



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
	注意 レベル2 体制確立		
	警戒 レベル3 体制確立		
	非常 レベル4 体制確立		

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風



5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・ラジオ ・インターネット -気象庁 https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	洪水予報、河川の水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット -国土交通省 川の防災情報 https://www.river.go.jp/index <ul style="list-style-type: none"> -埼玉県 川の防災情報 https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp
	高齢者等避難 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・深谷市メール配信サービス ・インターネット -深谷市ホームページ http://www.city.fukaya.saitama.jp/ <ul style="list-style-type: none"> -深谷市公式X (旧ツイッター) https://x.com/fukaya_city <ul style="list-style-type: none"> -深谷市公式LINE (ライン) https://page.line.me/?accountId=fukayacity <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、

「 (避難場所) へ避難する。利用者引き渡しは (避難場所) において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）		m		台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（避難所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）		m		台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階		移動手段
			階	
屋内安全確保（洪水）				

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	

浸水を防ぐための対策

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 〇〇 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 〇〇 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

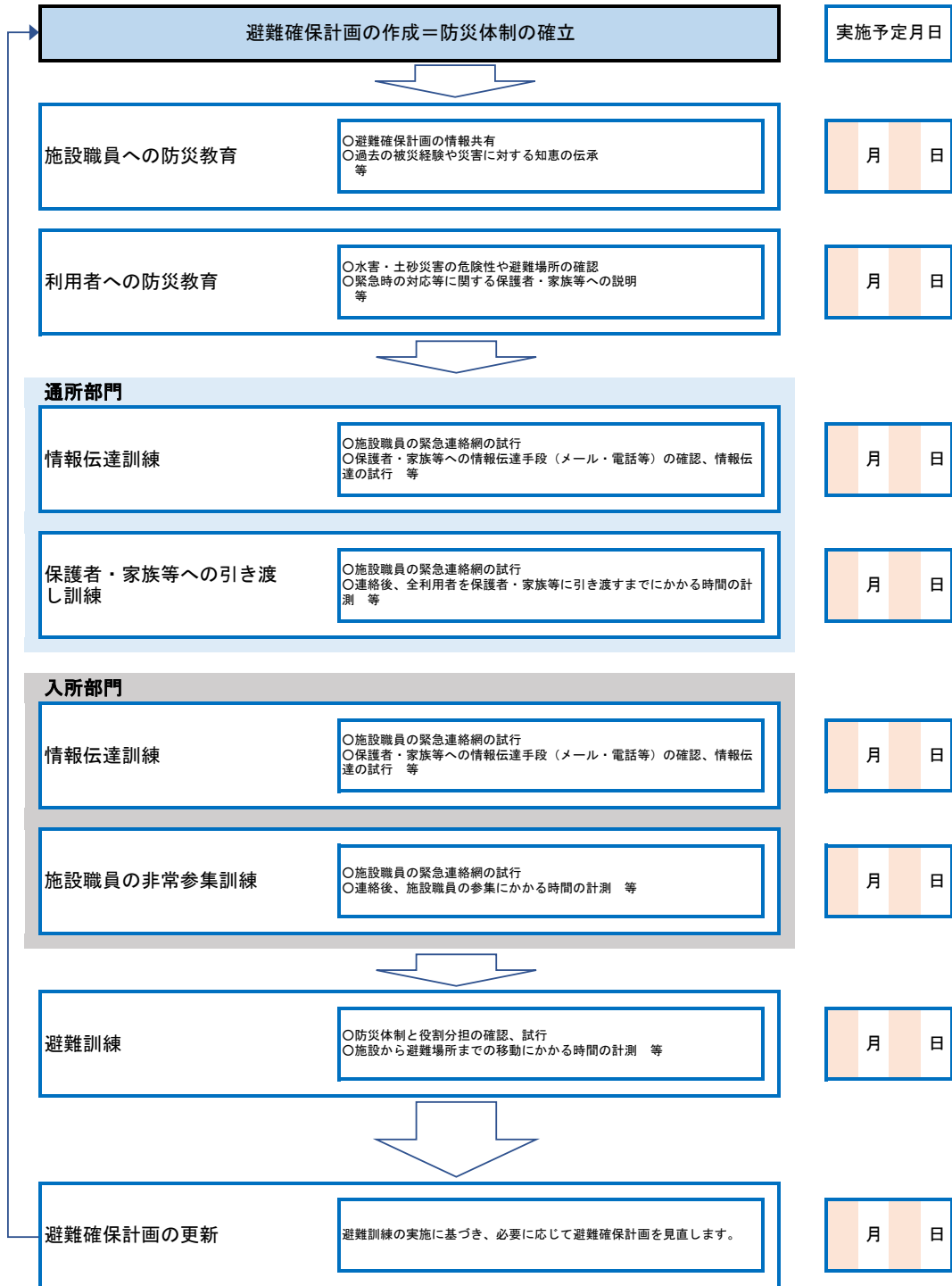
	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			

避難経路に危険箇所がないか等を確認し、複数の避難経路を設定してください。

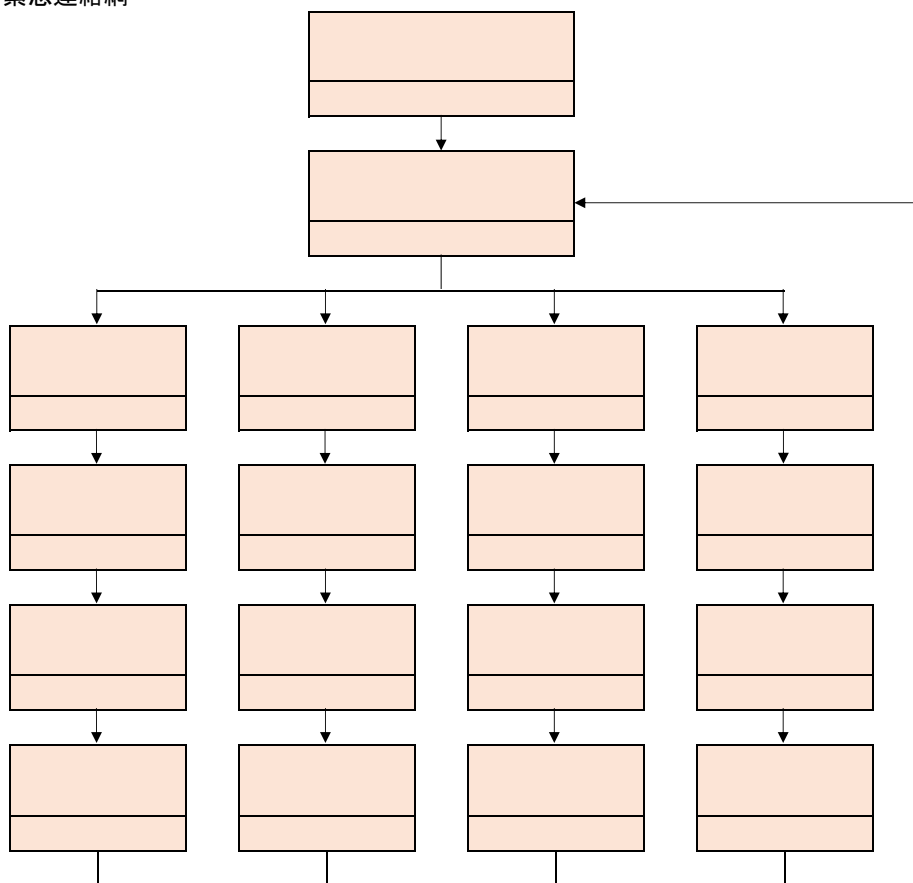


※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

10 防災教育及び訓練の年間計画



1 2 緊急連絡網



1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
深谷市	048-571-1211 (代表)	深谷市役所
	048-574-6635 (直通)	総務防災課
	048-571-1011 (直通)	障害福祉課
	048-574-8544 (直通)	長寿福祉課
	048-575-1101 (直通)	保健センター
	048-574-6646 (直通)	こども青少年課
	048-574-8648 (直通)	保育課
	048-572-9578 (直通)	学校教育課
	048-574-5811 (直通)	教育総務課
消防署	048-571-0119	深谷市消防本部 指令課
警察署	048-575-0110	深谷警察署
	048-581-0110	寄居警察署
避難誘導等の支援者		
医療機関		

1.5 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 () (代行者)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等） 様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。